

理事会
令和7年3月6日
議案第1号資料(1)

社会福祉法人はまなす厚生会 事業計画(案)

1. はじめに

社会福祉法人はまなす厚生会は平成7年に事業開始30年目を迎えます。多くの皆様方にご理解ご支援を頂き心より感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に移行しましたが、高齢者施設における感染は止まず、感染予防対策を継続する必要があると考えます。医療機関と連携し、必要な措置を講じていきたいと考えます。

介護人材不足の対策として外国人技能実習生の受入を行い職員の処遇に留意し、長く勤めてもらえる働きやすい職場作りに努めます。

また、職員がやりがいを持ち、楽しく働ける職場とすることが、利用者処遇向上・虐待防止等につながり、「無くてはならない施設・困ったときにあてにされる施設」として地域の皆様より信頼される施設を目指します。

地震等自然災害や感染症については、BCP計画に沿って全職員が適切な対応をとることができるよう訓練等を実施しながら周知徹底を図ります。

コンプライアンス・ガバナンスの強化に努め、各種情報をホームページ等にて積極的に公開し、透明性のある法人経営を行ってまいります。

2. 基本理念

- 一、健やか、和やか、明るく楽しい生活の実現
- 一、優しく慈愛に満ちた母の心で臨む、寄り添いの介護
- 一、一人ひとりの歴史の理解と尊重そして継続

3. 目的

「きめ細かなサービス提供を行い、利用者自らの意思に基づいた健康安全な日常生活が送れるよう支援する。」

4. 今年度運営方針

共通方針

『はまなす苑氷見の理念』を再認識し、日常業務の見直しを行う

5. 事業内容及び利用予定人員

事業名	定員	利用目標人数	内容	年間目標利用者数
特別養護老人ホーム	50 名	50 名	50 名×365 日	18250 名
短期入所生活介護事業	20 名	10 名	10 名×365 日	3650 名
通所介護事業	35 名	27 名	27 名×313 日	8451 名
生活介護（障害デイ）		0 名	0 名×52 週	0 名
訪問介護事業	身体介護		いちえ利用者の 90%	
	生活援助		いちえ利用者の 90%	
有料老人ホームいちえ	28		定員の 100%（目標）	
居宅介護（障害者）	身体介護		0	
居宅介護支援事業	居宅介護サービス計画 月 108 件（予防 3 件）			
地域包括支援センター	状態把握訪問 月 60 件			
通所型サービス（総合事業） （介護給付サービス定員を含む）	35 名	3 名	3 名×313 日	939 名
訪問型サービス（総合事業）		1 名		

6. 事業別職員体制

（令和 7 年 4 月 1 日予定）

事業	職種	施設長 (管理者)	副施設長	事務長	事務員	直接処遇職員						栄養士	運転手	医師	その他	計	合計			
						相談員	介護員	看護員	ケアマネ	機能訓練指導員	ヘルパー							小計		
特別養護老人ホーム		1		1	2	1	13 7	2 3	兼	兼		16 10	1			2	2	21 15	36	
短期入所生活介護		兼	兼	兼	兼	1	3	1	兼	兼		5			1			5 1	6	
通所介護		兼	兼	兼	兼	4	4 1	1 1		兼		9 2	兼			3		9 5	14	
訪問介護		兼	兼	兼	兼						3	3						3 0	3	
居宅介護支援事業		1			1				2			2						3 1	4	
地域包括支援センター		兼	兼	兼	兼	2		兼		1		2 1						2 1	3	
いちえ		兼						1				1					4	5	5	
計		2		1	2	8	20 8	4 5	2		3	37 13	1			4	2	6	44 27	71

※上段は常勤職員、下段は非常勤職員

※特養の介護員には外国人実習生 2 名が含まれます。

デイサービスの介護員には外国人実習生 2 名が含まれます。

7. 年間計画

	総務・人事	ホーム・ショート	デイサービス	いちえ	設備関係
R7 年 4 月	・人事考課制度 (運用 18 年目)	お花見	未定	お花見散歩 獅子舞鑑賞 映画鑑賞	・防火設備点検 (北陸通信工業)
5 月	・監事会 ・避難訓練	運動会	未定	健康診断 GW の特別料理 母の日イベント	・循環器メンテナンス (カザマ商会) ・ワックスがけ (アルコット)
6 月	・定時評議員会 ・理事会 ・職員健康診断	お楽しみ会	未定	父の日イベント ヨガ教室	・厨房検査 (高岡厚生センター氷 見支部) ・空調フィルター清掃
7 月	・ストレスチェック	七夕の集い	・七夕飾り作り	七夕の会 かき氷づくり	・地下タンク点検 (新星)
8 月		夏まつり	未定	納涼祭 運営懇談会	
9 月		敬老会	未定	敬老会 映画鑑賞会	
10 月		ハロウィンパー ティ	未定	いちえ生誕祭 運動会 ハロウィン	・防火設備点検 (北陸通信工業) ・空調フィルター清掃
11 月	・インフルエンザ 予防接種 ・避難訓練	追悼の式典	未定	紅葉狩り 文化祭・作品展示 健康診断	・ワックスがけ (アルコット)
12 月	・インフルエンザ 予防接種	クリスマス会	未定	クリスマス会 忘年会	・循環器メンテナンス (カザマ商会)
4 年 1 月	年賀式	新年会	未定	新年会 カラオケの会	・ボイラー点検 (中部機器株式会社)
2 月	・職員健康診断	節分の集い	・節分の会	節分の会 バレンタイン喫茶	・水質検査(レジオネ ラ・大腸菌) (北陸保健衛生研究所)
3 月	・理事会・評議員会 ・職員健康診断	ひな祭りの集い	ひな祭り	ひなまつりの会 ホワイトデー喫茶	貯水槽点検(新星)

その他

- ・ボイラーの増設(旧ボイラー不安定であるため)
- ・居室等の修繕(クロス、床材等)、夏用ユニフォームの採用
- ・勤怠システムの刷新(タイムカード方式からデジタル方式へ)
- ・防火査察(氷見市消防本部) ・エレベーター・リフト点検(毎月)
- ・電気保安点検(2 か月に 1 回) ・自動ドア定期点検(3 か月に 1 回)
- ・空調フィルター清掃

8. 研修計画

はまなす苑氷見研修計画表 1 (案)

主催	研修名	参加予定者	研修名	参加予定者
県厚生部	認知症介護実践者研修	ホーム介護職員	難病患者等 ホームヘルパー養成研修	訪問介護員
	認知症介護実践リーダー研修	実践者研修修了者 (敷下、釜口)	高齢者虐待対応研修会	ホーム職員
	認知症介護実践指導者研修	実践リーダー研修修了者 (東海)	認定調査員研修	未定
	ホームヘルパー技術向上研修	訪問介護員		
	サービス提供責任者研修	石川千紘		
市	氷見市ケアプラン指導研修	介護支援専門員全員	氷見市介護サービス事業者 連絡協議会	各事業所 1 名
	認定調査員研修	未定		
	地域包括ケア会議	川上桂子		
福祉カレッジ (県社協)	新任職員研修	新人職員	職場研修担当者研修	ホーム、デイ担当者
	らくらく介護講座 介護技術向上研修	ホーム、デイ介護職員	福祉用具 ケアプランナー研修	未定
	中堅職員研修	ホーム、デイ介護職員	民間社会福祉施設 経理事務研修会	事務職員
	指導的職員研修	ホーム、デイ介護職員	退職手当共済業務 実務研修	事務職員
	運営管理職員研修	未定	民間社会福祉施設 法律問題研修	未定
	施設実習指導者研修	実習担当職員	民間社会福祉施設 労務管理研修会	未定
	福祉用具、住宅改修	未定	介護技術向上研修	ホーム、デイ介護職員
老施協・デイ協	地域福祉部会	長森克成	栄養士部会	鈴木幸希
	事務長部会	稲積孝純	施設介護支援専門員部会	守田美和
	事務員部会	濱出結香	施設職員春季県外研修	未定
	生活相談員部会	川田彩織	施設職員秋季県外研修	未定
	介護員部会Ⅰ	ホーム介護職員	老人福祉施設大会	長森克成
	介護員部会Ⅱ	ホーム介護職員	高岡ブロック研修会	長森克成
	看護員部会	未定	デイサービス部会	デイ介護職員
その他	高齢者相談業務担当職員研修	生活相談員	ボランティア受入職員研修	未定
	介護職員現任研修	ホーム介護職員	居宅介護事業所管理者研修	布子克恵
	苦情解決責任者研修	各事業所主任	実習指導者研修	未定
	衛生管理者研修	稲積孝純	認知症基礎研修	未定
	外国人実習生関係	未定		

その他、有用な研修を厳選して参加いたします。

コロナウイルス感染拡大防止のため、zoom 等を活用した研修にも参加予定

その他

富山県老人福祉施設協議会専門部会担当施設

専門部	担当施設
施設長（地域福祉）	やなせ苑
事務長	白光苑
事務員	だいが苑
生活相談員	いなみ
介護支援専門員	二上万葉苑
介護員Ⅰ	大江苑
介護員Ⅱ	カモメ苑
看護職	アルテン赤丸
栄養士	はまなす苑氷見
調理員	
県福祉施設大会	越野湖
レクリエーション大会	いなみ
デイサービス部会	だいが苑

富山県老人福祉施設協議会高岡地区ブロック研修会担当施設 未定

富山県老人福祉施設協議会氷見市連絡会 未定

令和7年度 栄養士・調理員部会は当苑担当予定

特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業（ショートステイ）

令和 7 年度事業計画

1.

（1） 共通目標

- ・はまなす苑氷見の理念を再確認し、日常業務の見直しを行う。

（2） 令和 7 年度ホーム・ショートステイ運営方針（事業所目標）

- ①基本を見つめ直し、安全、安楽な施設サービスの提供に努める。
- ②介護技術の向上に努め、利用者様、ご家族様に満足していただけるよう、サービス提供の品質向上を目指す。

2. 目標計画数

ホーム : 50 名／日

※感染症の感染状況を見ながら満床を目指す。

ショート : 10 名／日

3. 具体的方策

（1） はまなす苑氷見の理念を再確認し、日常業務の見直しを行う。

- a 利用者本位のサービスの在り方を真摯に見つめ直し、一人ひとりと向き合い、寄り添いの介護を基本に、はまなす苑氷見の理念を再認識し日常業務を行う。
- b 現在ある業務マニュアルの見直しを行い、改訂、業務改善、職員配置等の見直しを行う。

（2） 基本を見つめ直し、安全、安楽な施設サービスの提供に努める。

- a ケア内容の統一の仕方、周知の方法について検討し、統一されたケアの提供に努める。
- b 記録の重要性を再認識し、記録力を身に付ける。記録から情報を読み取り判断する力を養う。
- c 職員間の情報の共有化に努める。
- d 利用者の生活における問題点の早期発見、早期解決に努め、事故防止につなげる。

（3） 介護技術の向上に努め、利用者様、ご家族様に満足していただけるよう、サービス提供の品質向上を目指す。

- a 職員のフローア専任配置の利点を活かし、利用者のニーズの吸い上げ、対応を迅速に行い、利用者とは各担当職員との関係強化、ケアカンファレンス及び、ケース検討の発展へと繋げる。
- b 一人ひとりが接遇についての意識を高めることで、心のこもった思いやりのある対応を実践し信頼関係を構築する。
- c 苦情が表面化しやすい施設づくり、潜在的な苦情の掘り起こしに努め、苦情対応スキルの習得及び、サービス改善に努める。
- d 特徴のあるサービスの開発に努め、施設サービスの独自性の向上を目指す。

4. 年間行事予定

法人全体年間計画参照（3 ページ）

- 【その他】
- ・ 苑内散歩クラブ
 - ・ 誕生会
 - ・ 行事食
 - ・ 日曜喫茶
 - ・ 健康診断
 - ・ 理容の日
 - ・ 美容の日

※上記は新型コロナウイルスの感染防止の為、外部のボランティアの受入をしない場合の行事予定表

通所介護事業（デイサービスセンター）
令和7年度 事業計画

1. デイサービスの今年度運営方針

共通方針

- （1）『はまなす苑の理念』を再認識し、日常業務の見直しを行う。

事業所方針

- （1）職員一人一人がはまなす苑の理念を再認識する。利用者・利用者の家族（介護者）のニーズを的確に把握し、満足していただけるよう業務改善、環境作りに努める。
- （2）サービスの質の向上に努め、目的に沿った質の高いサービス提供し、満足していただける、来てよかったと思えるようなデイサービスを作る。
- （3）利用人数を増やす。目標とする利用者数を達成できるように、具体的対策をたて新規受け入れに努める。

2. 利用目標

（1）通所介護

1日 25名

（2）介護予防

1日 5名、合計1日 30名を目標とする。

入院者、ショート利用者、休みの利用者含めて、1日登録人数が35人を目標とする。

※新型コロナ感染状況をみながら対応。職員の人数に対し、安全に対応できる人数を受け入れる。

3. 課題及び重要事項

- （1）はまなす苑氷見の理念を再認識し、日常業務の見直しを行う。
利用者本位のサービスを行えるよう、職員間で理念の再認識を行い理解・尊重・寄り添いの介護を基本に業務を行う。
常識・モラルを持ち接遇やマナーの基本を身につける。
- （2）介護支援専門員へのモニタリングと評価の徹底にむけたケアの統一
利用者の状況を日常的・継続的に観察・把握し、一ヶ月毎のモニタリングを徹底する事で評価につなげる。また定期的に事業所内でカンファレンスを行う事で、個々のニーズを理解し事業所で統一したサービスの提供を行う。
定期的にサービスについての見直しを職員全員で行う
家族、ケアマネージャーへの情報提供を細めに行う。
- （2）デイサービスにおける業務（介護・看護等）マニュアルの見直し
現在ある業務（介護・看護等）のマニュアルの見直しを行い、不十分な点を補うべく改訂を行う。業務改善、職員配置の見直しを行う。
- （3）要支援者の自立支援に努める。
要支援1・2の利用者を要介護状態にならないよう最大限防止する。また、介護

支援専門員との連携を密にし、状態が悪化しないよう維持・改善を図る。

(4) コストの削減

現在ある物品の在庫確認、消耗品・物品の使用目的を再確認し、無駄のないよう職員全員がコスト削減に努める。

(5) 職員間の連携を強化する。

職員間の情報共有や意見交換の充実を図る。

多職種との連携を強化し、情報共有を図る。

(6) デイサービス利用者人数の増加、取り組み

パンフレットの作成と各居宅支援事業所への営業活動

毎月空き情報を作成し、各居宅支援事業所に配布する。

各支援事業所の担当ケアマネージャーと密な連携を図り信頼関係の構築

4. 苦情対策

利用者が安心してサービスを利用できるよう、苦情や要望を幅広く蓄積のうえ苦情内容を分析し、苦情払拭に向けた検討を重ね、サービス改善に資する。

5. 身体拘束廃止

利用者の心身の状態を的確に把握（問題行動がある場合には、その原因を追求する）し、人権の尊重から身体拘束を廃止し、利用者の立場に立った支援を行う。

6. 安全管理体制

利用者に、安全なサービスを提供できる環境づくりに努め、転倒などの事故防止策や感染予防策の対応方針を本人・介護者に十分説明を行い、理解と協力を得る。また、利用者個々の状態に応じた安全管理体制に努める。

7. 職員研修

(1) 職場研修

実際の事例（事故報告書兼ひやりハット報告書及び事例集）を生きた教材として職場内研修に活用し、介護サービスの質向上を目指す。

(2) 職員の意識改革とサービスの向上

a 各種研修への積極参加を目指し、スキルアップを図る。

職員・パート全員参加を目指し全員がスキルアップできるようにする。

研修に参加した場合、定例会議で発表し、有効な知識の共有を図る。

意識向上、技術向上、コミュニケーション能力の向上を図る。

b 介護サービス質向上の観点から、職員間のサービス統一を目指す。

2 か月に 1 回職員勉強会を実施する。職員・パート全員参加を目指し全員がスキルアップできるようにする。

c ミーティングまたは定例会議にて職員の提案や意見を聞き取り、話し合いを行い業務改善を行う。

(3) 年間計画

a 【前期（4・5・6・7月）】

・ 前年度の問題分析

・ 業務マニュアルの見直し・改訂

- ・ 職員勉強会
 - ・ コスト削減にむけての見直し
 - ・ モニタリングと評価の確認
 - ・ 業務改善、記録用紙等の見直し
- b 【中期（8・9・10・11月）】
- ・ モニタリングと評価の確認
 - ・ 職員勉強会、研修の参加
 - ・ コスト削減にむけての見直し
- c 【後期（12・1・2・3月）】
- ・ 個別ファイルの整理整頓
 - ・ マニュアルの見直し・改訂
 - ・ 職員勉強会、研修の参加
 - ・ 今年度の評価
 - ・ 次年度への問題点の検討 等

（4）施設方針の提示

法人の方針に沿った施策について、項目毎の進捗度をチェックし、職員個々の目標進捗管理につなげる。

はまなす苑氷見指定居宅訪問介護事業所
(ホームヘルプサービス)
令和7年度事業計画

1. 運営目標

(1) 共通目標

『はまなす苑氷見の理念』を再認識し、理念に基づいて日々の業務の施行・訪問介護サービスの提供行う。

(2) 事業所目標

訪問介護サービスの適切な見直しを定期的に行い、現状把握を行う。
また効率の良い業務運営を図り改善に努める。

2. 目標計画数

- ・ 日中（7:30～19:00）の稼働率…60%
- ・ いちえ入居者に対して 80%の方が訪問介護を利用する。

3. 具体的方策

(1) 訪問介護サービスの稼働率増加と介護収入の確保

- a 日中・早朝・夜間の稼働率 60%
- b 利用者様の特性及び個々に有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう、入居者様・家族様の意向に沿ったヘルパーサービスを提供し利用の定着につなげる。
- c 利用者様と関わる際に困っている事や、求めている事を聞き出しサービスの変更などを行う。
- d 業務全般を見直し、職員の能力を考慮しつつ、人件費の削減につなげる。

(2) 訪問介護サービスの質の向上

- a 訪問介護計画書、サービス手順書の見直しを定期的に行い、利用者が満足できるサービス提供と共に、ミスのないサービス提供に努める。
- b ヒヤリハット(インシデントレポート)・事故報告書(アクシデントレポート)・苦情対応報告書など、発生時には即座に検討し、再発防止に努める。

(3) 職員資質の向上

- a 法人のポケットブックを遵守し、接遇やマナー、専門職としての意識と人材育成を目指し、安心・安全・良質なサービスの提供を行う。
- b 職場内・外の研修へ積極的に参加し、職員の技術向上とコミュニケーション能力の強化を図る。また研修後には、アウトプットする機会を設け、情報交換出来る場を作る。
- c 職員同士が日々の困った事や改善案などを話し合いができる場を設け、些細な事でも吐き出す事の出来るストレスのない環境づくりを目指す。

(4) 利用者に関わる全ての方々との信頼関係の確保

- a コロナ禍だからこそ、目に見えない部分のケアを行い、いちえに訪問・面会・問い合わせがあった際は、些細な出来事でも情報提供し、信頼関係につなげる。
- b 利用者様・家族様・各関係者からの声を大切に傾聴し、問題解決・サー

ビスの改善に努め、少しでも利用される方の満足度を上げるようにする。

- (5) 多職種との連携を強化し、情報共有を図る。

いちえに併設された訪問事業所だからこそ出来る、日常の細かい様子などの情報提供を行い、必要なサービスの定着に繋げていけるようにサポートする。

居宅介護支援事業所
令和 7 年度 事業計画

1 今年度運営方針

(1) 共通目標

『はまなす苑氷見の理念』を再認識し、日常業務の見直しを行なう。

事業所間の情報を共有のもと、協力体制を強化し、法人が一体となった事業運営に努める。また業務の見直しを行なうことでコスト削減につなげる。

(2) 事業所目標

- a 利用者の尊厳の保持と自立した生活が送れるよう利用者、家族の意向を取り入れ居宅サービス計画を作成する。
- b 目標とする計画数を達成できるように努力し、全体数を把握、新規相談に対応する。
- c 保険者や地域で行われるケア会議などにも積極的に参加し各地域の民生委員、推進委員の方と顔の見える関係作りを目指す。多職種参加型の会議ではそれぞれの視点からの検討を学びマネジメントに活かす。
- d 現在ある物品（消耗品）の在庫確認や使用目的を再確認することで、無駄のないよう職員全員がコスト削減に努める。

2 目標計画数

*1 ヶ月あたり

	R7 年度目標数
予防給付プラン	3 件 (1 件×3 名)
介護保険プラン	105 件 (35 件×3 名)

*認定調査（委託） 担当者 更新、変更時

3 業務実施内容

- (1) 居宅サービス計画の作成と継続支援（介護予防事業を含む）
- (2) アセスメントの把握、援助内容、定期訪問によるモニタリング、サービス担当者会議の開催、退院時カンファレンスの参加、支援経過についての記録、利用票の作成、提供票の配布、実績の確認
- (3) 利用者に関する情報または留意事項に関わる伝達を目的とした会議の実施（週 1 回）
- (4) 事例検討会（月 1 回）居宅内研修（月 1 回）
- (5) 相談業務
 - a 利用者の家庭を訪問し福祉に関する要望や介護方法などについての相談、提案を行う。
 - b 電話、来苑などによる相談に対し問題解決のための提案を行う。

- c 介護保険制度の説明、介護認定の代行申請
- (5) 認定調査の協力（保険者から依頼）
- (6) 24 時間連絡可能な体制作り
- (7) 福祉用具、介護機器、用品の紹介

4 具体的方策

- (1) 介護保険制度や契約内容について利用者、家族に対しわかりやすい説明を心がける。
- (2) 利用者の身体状況に応じ必要な多職種間のカンファレンスを行い、月 1 回のモニタリングを実行する。
- (3) 利用者、家族の相談に対し迅速な対応をするよう努力する。
- (4) 県、広域圏、市、社会福祉協議会の行う研修に積極的に参加し知識の向上に努めます。
- (5) 参加した研修について情報の共有等のため勉強会を行う。
- (6) 事業所内での研修を計画的にすすめる。
- (7) 利用者、家族、事業所への配布物以外でペーパーレス可能なものはペーパーレス化に努める。

氷見市地域包括支援センター 南条地域相談窓口 （はまなす苑氷見）
令和7年度業務計画

1. 運営方針

（1）共通方針

担当地区内で75歳以上の独り暮らし又は2人共75歳に達した夫婦世帯等を対象に、安否確認や生活相談など日常生活の不安解消に努める。各種保健福祉サービスの利用調整により自立支援に努める。

ただし、民生委員や個別に訪問依頼があった場合には対象者が75歳前、同居世帯でも構わない。

（推進員は市より依頼があった同居世帯も含む）

（2）事業所方針

A 地域において生活機能低下の恐れのある高齢者や要援護高齢者を早期発見し、必要に応じ介護予防事業や介護保険事業につなげると共に、必要、緊急性に応じて見守り、訪問の支援を行う。

B 介護予防について啓発を行うと共に、地域とのネットワークを深める地域包括支援センターの窓口となることに努める。

2. 対象者

（1）実態把握、状況把握の訪問（原則年1回）

A 高齢者のみの世帯

（65歳以上高齢者のみ世帯、名簿該当者、同居世帯）

B ひとり親と子供（独身男性、女性）世帯、認知症と疑わしき対象者がいる世帯等、市役所より依頼があった世帯（推進員）

C 民生委員等、関係機関から連絡、相談があった高齢者など

（2）定期見守り訪問（年3～4回程度）（推進員は訪問回数に制限なし）

状況把握の訪問をした人のうち、見守りが必要な高齢者

A 二次予防事業対象者のうち介護予防プランの作成につながらない高齢者

B 75歳以上の独居または二人とも75歳以上の夫婦、兄弟、親子世帯で、まわりに支援してくれる人がいない高齢者

C 二次予防事業対象者施策（足腰元気教室）終了者で、70歳以上の独居または高齢者夫婦世帯。

D その他・見守りが必要と思われる高齢者・世帯

（a）独居や高齢者のみの世帯で生活に不安を感じている高齢者

（b）介護・介護予防サービスの利用やインフォーマルサービス

（地域社会からの支援等）の利用が必要と思われる高齢者

（c）介護が必要な状態ではないが、生活面での問題（家庭環境等）を抱えている高齢者

- (d) 身体の機能低下の恐れのある高齢者
- (e) 高齢者のみの生活では今後、自立した生活を続けることが困難になっていくと考えられる高齢者
- (f) 虐待・障害などがみられる高齢者、高齢者を含む世帯

(3) 特別見守り訪問（随時）

- ・虚弱、機能低下により特に必要と認められる高齢者等を市と協議の上、施設入所、医療機関へ入院、介護サービス等、機能回復までの見守りを実施。
- ・定期見守りの高齢者・民生委員等の依頼により、早急な対応が必要だと協議、判断された場合、見守り訪問を実施。

3. 業務実施内容

(1) 状況把握の訪問を行う対象については自宅を訪問し、対象者の基本チェックリストの聞き取り、アセスメントを行う。信頼関係の構築に努める。

困りごとなど相談しやすい雰囲気をつくる。

A 申請が必要な高齢者→基本的には家族・親族が申請を行うが、それが難しいと判断される高齢者に対しての介護保険申請の代行を行う。

家族に対して介護申請の必要性・申請の手順の説明を行う。

B 二次予防事業対象者→足腰元気教室の参加を勧める。

地域包括支援センターへ報告。

C その他・訪問対象者→見守りが必要と判断される場合は年3～4回程度の訪問を継続。

(2) 同居家族が居た場合でも支援が必要と判断され尚且つ民生委員、近隣住民など地域から連絡を受けた方への対応。

A 認知症状等があり、家族では対応が難しい。周囲がどう対応して良いか分からないケース相談→包括へ相談、報告し必要があれば同行訪問を行う。

地域、地区、関係機関との連携を図る。

B 虐待が疑われる→包括へ報告、相談後に指示を仰ぐ。

(3) 市の事業に参加

「地域との情報交換会」に参加し、地区役員・民生委員との情報交換を密に行なう。

高齢者見守り・SOS ネットワーク事業に参加し地域における認知症高齢者の知識を深め、広める。

地域包括支援センター会議に参加し事例検討や情報交換を行う。

(4) 介護予防教室への参加

A 市事業に同行

自立生活の継続及び要介護状態になることの予防を図る目的とする。

市役所包括支援センター職員、各窓口職員と同行し、ふれあいランチや介護予防大作戦等の教室等の参加。

B 出前事業開催

転倒による寝たきり防止のための生活・環境指導や運動機能訓練、認知症予

防を図る。

老人会等の高齢者が集まる場へ要請されたり、自ら働きかけたりし介護予防に関する教室を開催。

(5) 通所型介護予防事業の実施

- ・運動機能向上プログラムに沿って、週2回サービスの提供。
- ・3ヶ月から6ヶ月までの期間、運動機能に改善が認められたら卒業。
要介護認定や、長期体調不良の場合は中止となる。
- ・3ヶ月毎に体力測定を行う。
3ヶ月前の状態と比較し、今後の課題を検討。評価し、健康課へ報告。
- ・個々に応じた運動プログラムを提供・実施・指導を行う。
- ・参加者の健康管理・生活指導を行う。
- ・卒業後の見守り訪問と再入学の案内。

(6) 第3層生活支援コーディネーターとしての役割を遂行する。

(地域支え合い推進員)は高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものとする。

月に1度、4ヶ所ランチに配属された第3層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーターが集まり協議する。毎月の訪問による困り事を実績で抽出し、インフォーマルサービスを紹介、今後の活動支援等、決定する。

4. 目標 (窓口・推進員共通)

- ・相談があった時点で相手に対し早急に対応ができる様に確実、可能な訪問日時を伝える。命に関わる案件も取り扱う為に慎重に選別して冷静な対応を見極め、行動する。
- ・相談窓口を住民に広く知ってもらうために積極的に地域に出向き普及啓発活動を行う。

	目標数
実態把握、見守り訪問、特別見守り (1ヶ月)	60件

5. 課題 (相談員、推進員共通)

- (1) 民生委員や地域住民との連携をとり、地域で暮らす高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努める。
- (2) 地域からの相談に対して、迅速に対応出来るよう努める。
- (3) 閉じこもりがちな高齢者が、地域との関わりを持てるようにサポートし、地域からの孤立防止に努める。
- (4) 地域包括支援センター・関係機関との連携に努める。
- (5) 新規見守り対象者へ、地域の相談窓口であることのPRに努める。
- (6) 相談への対応が的確に行えるよう、研修の参加等を行い知識の向上に努め

る。

- (7) 二次予防事業対象者に対し、教室参加の必要性をPRする。
- (8) 要介護状態にならないために、自宅でも継続して行える体操メニューの検討・提供に努める。

6. 認知症地域支援推進員事業計画について

目的：超高齢化社会に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で住み慣れた家で自分らしく暮らしていけるための支援活動を行う。

7. 認知症高齢者支援体制の構築

平成28年～ 認知症地域支援推進員 市包括2名（各ランチに1名）配置

- (1) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応
 - ①認知症サポーター養成講座の開催・認知症ケアパスの普及
 - ②認知症初期集中支援チーム構築
 - ③初期認知症対応型カフェ推進事業（物忘れ・認知症相談会）
- (2) 認知症予防への取り組み
 - 認知症サポーター養成講座・認知症予防講座（出前講座）実施
- (3) 認知症高齢者に対する対応力向上・家族支援の充実
 - ①認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク・見守り訓練実施
 - ②RUN伴
 - ③研修（スキルアップ）
 - ④会議（地域ケア会議・ワーキング会議・高齢者見守り体制会議）
 - ⑤窓口合同会議（毎月実施）

8. 推進員の訪問対象

- ①介護認定は受けているがサービス未利用の人
- ②親1人子供1人世帯・親1人子供1人孫1人など多種多様な家族
- ③市包括より訪問依頼（お便り見守り事業返信者・免許返納者）
- ④民生委員・近所からの訪問依頼

9. 氷見市認知症初期集中支援チーム構築

(1) 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、Drとの連携により早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築とすることを目的とする

(2) 対象者

40歳以上、在宅生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で以下のいずれかに該当する人。

医療サービス、介護サービスを受けていない人又は中断している人で以下のいずれかに該当する人

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- イ 継続的な医療サービスを受けていない人
- ウ 適切な介護サービスを受けていない人
- エ 介護サービスが中断している人

(3) 支援期間

安定的な支援に移行するまでの、初回訪問時から概ね最長 6 カ月とする
その他、支援チームにおいて必要と認められる人

(4) 初期集中支援チーム員

認知症サポーター医との連携により適切な支援へつなぐ

- ① 認知症サポーター医
- ② ふるさと病院（山本 道子医師） 福老館クリニック（洲崎 雄計医師）
中村記念病院（中村 万理医師） 白石整形外科医院（白石 美治医師）
- ③ 市役所包括支援センター （推進員）
- ④ 沖崎 美希（主任保健師） 竹本 和代（社会福祉士）
- ③ ブランチ（推進員）
 - 氷見地域相談窓口 高澤 正三（社会福祉士）
 - 上庄谷地域相談窓口 神埜 昌美（介護福祉士）
 - 灘浦地域相談窓口 濱下 裕子（介護福祉士）
 - 南条地域相談窓口 川上 桂子（社会福祉士）

(5) 氷見市認知症初期集中支援チーム員会議 （年間 1 回程度）

① 実施活動チーム編成

サポーター医 1 名 （1 ケースに 1 名）

市包括 1 名

ブランチに配置されている推進員各 1 名 × 4 ケ所 = 4 名

② 初期集中支援チーム初期集中支援チーム活動の実施

初回 事前検討チーム会議を行う （医師・市包括・窓口推進員）

アセスメント（DASC） 認知度

（DBD） 認知症行動障害尺度

（ZBI） 介護負担尺度

サービスなどが適切な支援が出来るような仕組み作り（目安は半年とする）

医師のアドバイスに伴い継続支援

2 ヶ月以内に推進員によりモニタリング施行

医師に経過報告（アドバイス）

6 か月程度でサービスにつながれば終了とする。

最終チーム員会議を行うことにより終了

有料老人ホーム いちえ
令和 7 年度 事業計画

1. 運営目標

(1) 共通目標

- ・『はまなす苑氷見の理念』を再認識し、効率の良い業務の見直しを行う。

(2) 事業所目標

- ・効率の良い業務運営を行い、入居稼働率を上げる。
- ・いちえに関わる人々が良好な人間関係を構築し、思いやりの気持ちをもって穏やかに安心した生活を送る事が出来る。

2. 目標計画数

- ・入居率 70% ※現状…介護職員（管理者含む）3 名で可能な対応。（約 20 名入居）

3. 具体的方策

(1) いちえ入居率稼働率の増加と営業活動の強化

- a いちえ入居稼働率を上げる。（目標：70%）
- b 入居の問い合わせに対して迅速な対応と、調整を行う。
- c いちえパンフレットを持参して各事業所・その他広告を置かせてもらえそうな場所を探し、営業活動を行う。
- d 市役所と連携を取りながら生活支援施設利用事業の委託を積極的に行う。

(2) いちえサービスの質の向上

- a 季節に応じた行事やイベントの企画。入居者の方に楽しみを持ってもらえるような施設づくりを目指す。
- b 入居者からの要望や意見に耳を傾け、出来る範囲で、満足度の高いサービスの提供を目指す。

(3) 職員資質の向上

- a 法人のポケットブックを遵守し、接遇やマナー、専門職としての意識と人材育成を目指し、安心・安全・良質なサービスの提供を行う。
- b 職場内・外の研修へ積極的に参加し、職員の技術向上とコミュニケーション能力の強化を図る。また研修後には、アウトプットする機会を設け、情報交換出来る場を作る。
- c 職員同士が日々の困った事や改善案などを話し合いができる場を設け、些細な事でも吐き出す事の出来るストレスのない環境づくりを目指す。
- d 管理者とスタッフと面接する機会を定期的に設け、話しやすい雰囲気づくりを目指し、良好な関係を築く。

(4) 利用者に関わる全ての方々との信頼関係の確保

- a コロナ禍、震災後だからこそ、目に見えない部分のケアを行い、いちえに訪問・面会・問い合わせがあった際は、些細な出来事でも情報提供し、信頼関係につなげる。
- b 利用者様・家族様・各関係者からの声を大切に傾聴し、問題解決・サービスの改善に努め、少しでも利用される方の満足度を上げるようにする。

(5) 多職種との連携を強化し、情報共有を図る。

- ・協力医療機関である中村記念病院や、同法人のはまなす苑との関係を良好にし、日常の細かい様子などの情報提供を行い、必要なサービスの定着に繋がていけるようにする。また多職種との連携を強化し、他の有料老人ホームとの情報交換も行い日々色々な情報に目を向ける。

4. 年間行事予定

法人全体年間計画参照 (3 ページ)

※コロナウイルス感染防止対策のため、行事は主に未定で、感染状況に応じて随時内容を検討し開催の予定。

- 【その他】
- ・誕生会
 - ・おやつ作り
 - ・セレクトメニュー
 - ・バイキング
 - ・健康相談会
 - ・防災訓練 など